

一般財団法人未来応援奨学生にいがた

令和8年度 奨学生募集要項（大学生等）

1 奨学生概要

- (1) 納付月額：大学生、大学院生（※若干名）、短期大学生、高等専門学校生（第4年次以上で専攻科を含む）、専門学校生 30,000円（年額36万円）
- (2) 納付対象期間：令和8年4月1日から奨学生が卒業するまでの期間（原則、最短修業年限）
(例：最短修業年限が4年制の大学に在籍する大学2年生4月から支給対象になる学生の場合
⇒30,000円×36カ月（大学2,3,4年生の3年間分）)
- (3) 納付方法：2カ月分の奨学生を偶数月に本人名義の金融機関口座へ振り込み給付します。

2 応募資格

以下の各項のいずれにも該当する者

- ・令和8年3月1日時点での住民票が新潟県にある者
- ・令和8年4月1日に大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4年次以上で専攻科を含む）等の高等教育機関への進学が決定している者、または在学中の者
- ・経済的な支援を必要とする者

※給付型・貸与型を問わず、他の奨学生との併用可能

3 募集概要

(1) 募集期間

令和8年3月9日（月）～4月6日（月）必着

(2) 募集人数

当財団への寄付金額に応じて決定します。

4. 応募について

(1) 応募方法（以下の①、②の両方を行うことで、応募完了です。）

① HP の奨学生募集ページ「申請フォーム」ボタンより必要欄を入力し、ご登録ください。

② 作文（課題「将来の夢と学生生活で学びたいこと」）【手書きの上、郵送】

※ご家庭の状況等は申請フォームへ入力し、作文には学生本人の将来の夢と学生生活で頑張りたいことについて手書きで書いてください。（なお、ご家庭の状況が将来の夢や学生生活で頑張りたいことに起因する場合はこの限りではありません。）

※ホームページから様式印刷可能

※原稿用紙 2 枚 (400 字×2 枚)

5 選考・採用内定

令和 8 年 5 月初旬：一次選考（申請状況審査）

※1 一次選考結果（採否）は令和 8 年 5 月 6 日に本人に原則、電子メールにて通知します。

↓一次選考通過者のみ

令和 8 年 5 月 17 日：二次選考（面接審査） 場所：新潟市総合福祉会館

※2 面接審査は原則として、対面で行いますので、出席してください。

※3 選考採否の通知に関しては、原則として電子メールにて行います。

※4 一次選考通過者にのみ、下記の書類の提出を求めますので、予めご了承ください。

① 世帯全員分の住民票の写しの原本

（※既に一人暮らし等を始め出身世帯と住民票が別である場合はそれぞれの世帯分を提出）

（※発行日から 3 カ月以内）

（※続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）

② 所得証明書

（※市町村が発行した収入および所得控除の金額の記載があるもの）

（※原則として父母両方の所得証明書を提出。ただし、離別または死別で父母がない場合は、応募者の生活を支えている者を含めた証明書を提出。）

③ 在学証明書

（令和 8 年 4 月 1 日時点で申請者が在学中の学生の場合：在学証明書）

④ 生活保護受給証明書

（※現世帯・出身世帯が令和 8 年 3 月 1 日付で生活保護受給中の場合）

6 採用者手続き

(1) 振込先情報

奨学生の振込先金融機関口座情報(本人名義に限る)を所定の方法により指定する期日までに届け出してください。

(2) 確認書(誓約事項及び同意事項)

記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までに当財団事務局宛てに郵送してください。

7 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

※義務が果たされない場合、奨学生の支給を中止させていただきます。

(1) 当財団から依頼のあったレポートや本奨学生寄付者への感謝の手紙、在学証明書を

期日までに提出すること(提出義務)

(2) 当財団が主催する成果報告会や説明会等について、当財団から出席依頼があった場合は原則として参加すること(出席義務)

※令和8年9月12日に成果報告会(場所:新潟市)を開催しますので、必ず出席してください。

※出席できない場合は奨学生を支給停止します。

(3) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること(申告義務)

1. 休学するとき
2. 復学するとき
3. 大学より停学処分を受けたとき
4. 学籍を失ったとき
5. 最短修業年限で卒業できなことが確定したとき
6. 6年生の学部・学科に属することが明らかになったとき
7. 他の大学や学部に転学・編入学、転学部(科)することが決まったとき
8. 当財団の奨学生受給を辞退するとき
9. 当財団に登録した情報等(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等)に変更があったとき

8 奨学生給付の中止

以下の場合は、奨学生の給付を原則として中止します。

(1) 7-(1)に定める(提出義務)を果たさなかったとき

(2) 休学したとき

9 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、原則として当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- (1) 停学となったとき
- (2) 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- (3) 奨学生自身が努力を怠ったなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年数で卒業できる見込みがなくなったとき
- (4) 奨学生に採用された後に学部・学科の所属が決定し、6年制の学部・学科に属する事実が判明したとき
- (5) 奨学生より辞退の申し出があったとき
- (6) 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- (7) 正当な理由なく7-(1)に定める（提出義務）または7-(2)に定める（出席義務）を適切に果たさなかったとき
- (8) 品行が著しく不良であるとき
- (9) 反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (10) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

10 個人情報の取り扱いについて

一般財団法人未来応援奨学金にいがた（以下「当財団」といいます）は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます）に基づき、当財団が新たに取得する又はすでにお預かりしている個人を識別することができる個人の氏名、所属名、住所、電話番号、メールアドレスなどの情報（以下「個人情報」といいます）を以下の方針に沿って取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

当財団は、個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

1. 奨学生の募集、選考及び採用のため
2. 奨学生への奨学金給付ならびにその継続のため
3. その他、当財団が奨学金給付事業を継続・遂行するために必要となる業務のため

（2）個人情報の取り扱い方針

当財団は個人情報を適切に管理し、以下の場合を除き、正当な理由なく第三者へ提供することはございません。

1. 事前に本人の同意をいただいた場合。
2. 上記「（1）個人情報の利用目的」で公表している利用目的の範囲内で業務を第三者に委託する場合（ただし、この場合、当財団は業務委託先に対して個人情報の厳格な管理を要求し適切に監督いたします）。

（3）個人情報の安全・適正管理

当財団は、個人情報を保管並びに利用するに際し、個人情報の漏洩、紛失、滅失又は改ざんなどや不正アクセスを防止のために適切な安全管理措置を実施し、個人情報の保護に努めます。

（4）当財団が保有する個人情報についてのお問い合わせ

当財団は、本人またはその代理人から、当財団が保有する個人情報の開示・訂正・削除・利用停止等の要求があった場合、本人からの要求であることを確認の上、ご回答をいたします。ただし、以下の場合を除きます。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 当財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. 法令に違反することとなる場合

（5）その他

当財団は、当財団が保有する個人情報を保護するため個人情報保護法を含め関係する法令・ガイドラインなどを遵守します。また、当財団は当該法令・ガイドラインなどの改正に対応して、この「個人情報保護の取り扱いについて」を適宜変更することがあります。

11 その他

当財団の奨学金給付は学校卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

12 お問い合わせ先

当財団のホームページの「お問い合わせフォーム」よりお願ひいたします。